

○ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

平成17年10月1日

条例第106号

改正 平成18年9月26日条例第52号

平成20年3月25日条例第12号

平成20年6月20日条例第30号

平成21年6月16日条例第28号

平成22年9月28日条例第33号

平成23年3月23日条例第8号

平成24年3月23日条例第8号

平成26年9月30日条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、その生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。)の父が監護し、かつ、その児童と生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 父又は母が死亡した児童

(3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 父又は母の生死が明らかでない児童

(5) 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。

(1) 父母が死亡した児童

(2) 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童(同項第2号に該当するものを除く。)

(3) 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない(父がない場合を除く。)又は父がない前項各号に掲げる児童(同項第2号に該当するものを除く。)

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていな

いが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

- 5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法をいう。
- 6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、その他法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。
- 7 この条例において「医療機関等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第1項に規定する柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者をいう。

（平18条例52・平20条例12・平20条例30・平21条例28・平22条例33・平24条例8・一部改正）

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者とする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育者及び養育者が養育する前条第3項各号に掲げる児童
- 2 前項の対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一の児童について、2人以上が対象となるときは、次に掲げる者を対象者としなない。
  - (1) 父及び母のいずれもが対象者となる時又は父及び養育者のいずれもが対象者となる時の父
  - (2) 母又は養育者のいずれもが対象者となる時の養育者
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、この条例による医療費の支給の対象としなない。
  - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者
  - (3) 規則で定める施設に入所している者

(4) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(5) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(平20条例30・平21条例28・平22条例33・平26条例30・一部改正)

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな

(1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

(3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(平22条例33・一部改正)

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則の定めるところにより、市長に申請し、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、対象者でないと決定したときは、規則の定めるところにより、当該申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めに帰すべき事由により対象者が負担すべき額があるときは、その額につき支給の対象としない。

(1) 次号に規定するもの以外（外来）の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに同一月につき1,000円

(2) 入院の場合は、1つの医療機関等、1人ごとに1日当たり1,200円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものからは、前項各号の自己負担金を控除しない。

(1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度(当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課税されていないとき(所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。)又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があつたときの当該対象者に係る一部負担金

(2) 対象者のうち中学校(中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部を含む。)就学の終期に達するまでの者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定による就学義務の猶予又は免除に係る者を含む。)に係る一部負担金

(3) 薬局における一部負担金

(4) 治療用装具の製作費にかかる一部負担金  
(平23条例8・一部改正)

(支給の方法)

第7条 市長は、受給者又はそのひとり親等(以下「受給者等」という。)からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受給者等が市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合で、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者等に代わって当該医療機関等にひとり親家庭等医療費を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者等に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があつたものとみなす。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条第1項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則に定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則の定めるところにより市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、医療給付が第三者の行為に因るものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(ひとり親家庭等医療費の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段又は他の法令等により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者がいるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年上福岡市条例第16号）又は大井町ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年大井町条例第18号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年条例第52号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後のふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号の規定及び第2条の規定による改正後のふじみ野市重度心身障害児（者）医療費の支給に関する条例第3条第2項第3号の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後のふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に第5条の規定により受給者証の交付を受けている受給者（ひとり親家庭の父及び児童で父がその児童と生計を同じくしていない者に限る。）のひとり親家庭等医療費の支給については、当該受給者証の有効期間内の医療費に限り、この条例による改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の診療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第30号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。